

名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る

事後調査結果中間報告書（工事中）（その４）

（レクリエーション施設の建設）

令和４年９月

名古屋市

はじめに	1
第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
3-1 事業の目的	1
3-2 事業の概要	2
第4章 環境影響評価の概要	6
4-1 手続きの経緯	6
4-2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要	8
第5章 事後調査	14
5-1 目的	14
5-2 事後調査計画(工事中)	14
5-3 事後調査を行った時期	16
第6章 事後調査の結果	17
6-1 水質	17
6-2 騒音	17
6-3 振動	18
6-4 大気	18
6-5 廃棄物	19
6-6 文化財	19
6-7 安全性(交通)	20
6-8 安全性(治水)	20
6-9 まとめ	22
資料編	26

はじめに

本報告書は、昭和61年1月に届出を行った事後調査計画書（工事中）に基づき、前回の中間報告時（令和元年9月）から令和4年8月までの調査結果について報告するものである。

第1章 事業者の氏名及び住所

事業者名 名古屋市

代 表 者 名古屋市長 河村 たかし

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称 名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園

種 類 レクリエーション施設の建設

第3章 対象事業の概要

3-1 事業の目的

墓地は、祖先の霊を慰め、故人に親しみ、また、子孫の繁栄と安寧をこいねがうものとして必要とされている。

勅使ヶ池墓園事業は、名古屋市基本計画に基づき、新しい故郷づくりの一環として、将来の墓地需要に対応するための魅力ある都市施設を整備し、「市民の墳墓の地」創設をめざすものである。

3-2 事業の概要

① 計画の概要

計画の概要は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 計画の概要

項 目	内 容
事業の名称	名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
事業位置	名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部 (図3-2-1参照)
施行面積	約60ヘクタール
供用開始時期	昭和63年8月

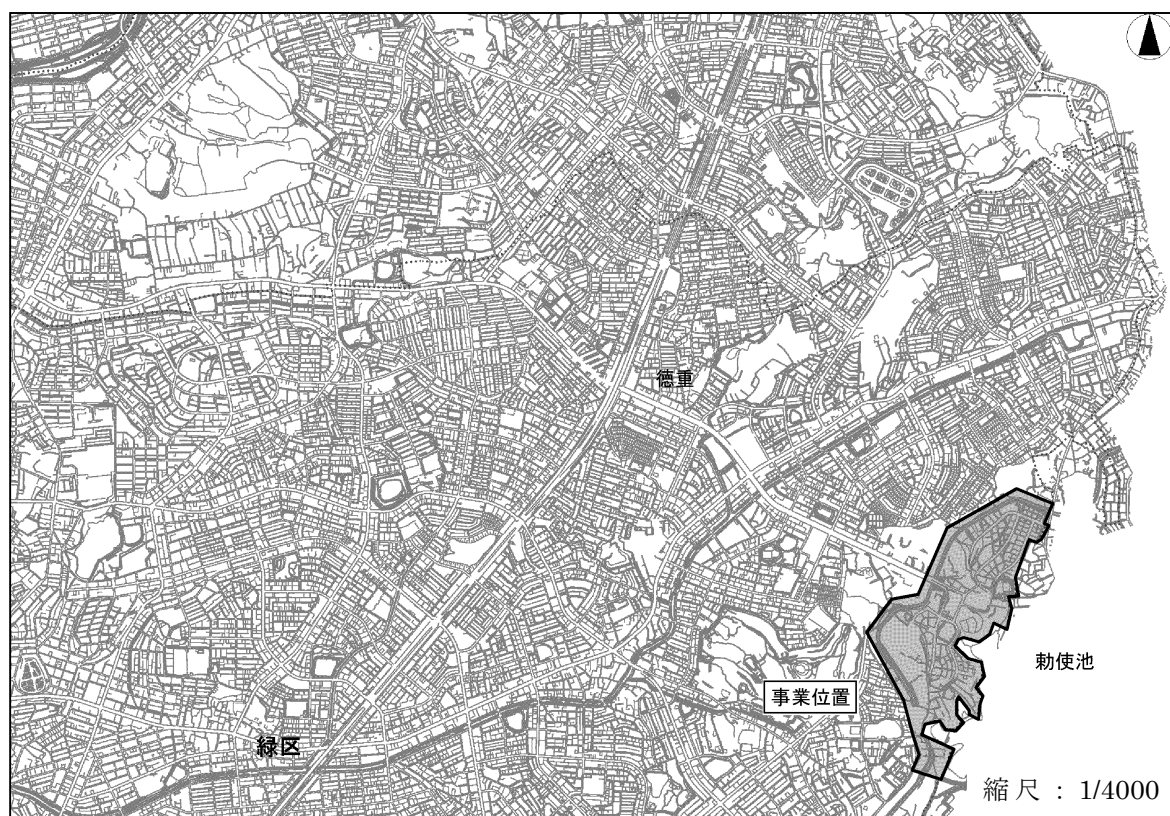


図3-2-1 事業位置

② 造成の概要

造成の概要は表 3-3-1 に、工区区分は資料編図 1 に示すとおりである。また、切土・盛土図を図 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 造成の概要

工区	改変面積	切土量／切土面積	盛土量／盛土面積	施工時期	工事進捗率 (今回) ※	工事進捗率 (全体)
1	21ha	21 万 m ³ ／10ha	29 万 m ³ ／11ha	昭和 59 年度 ～令和 34 年度	0%	61%
2	9ha	7 万 m ³ ／2ha	15 万 m ³ ／7ha	平成 3 年度 ～令和 34 年度	0%	65%
3	13ha	17 万 m ³ ／4ha	9 万 m ³ ／9ha	平成 20 年度 ～令和 34 年度	0%	15%

※ 本報告書の調査時期に切土・盛土を伴う工事は行わなかった。

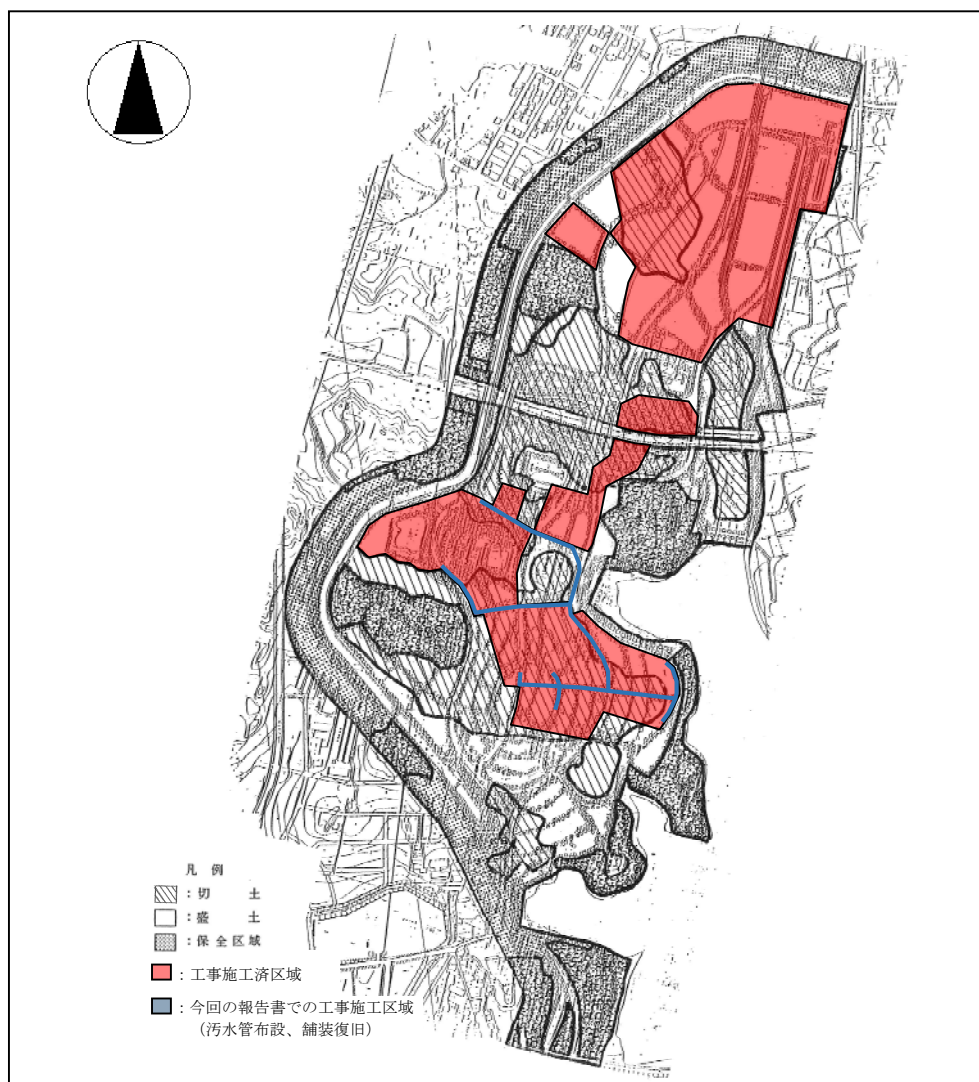


図 3-3-1 切土・盛土図

③ 土地利用の概要

土地利用の概要は、表 3－4－1 に示すとおりである。また、土地利用平面図を図 3－4－1 に示す。

表 3－4－1 土地利用の概要

土地利用区分			面積 (ha)
保 全 緑 地			10.0
回 復 緑 地			10.3
墓 所 域			20.0
園路広場等	駐車場	専用	1.3
		兼用	1.3
	車 系		6.8
	歩行者系		2.8
施設	管理施設		0.1
	便益施設		0.9
調 整 池			1.8
愛知用水管理域			4.7
合計			60.0

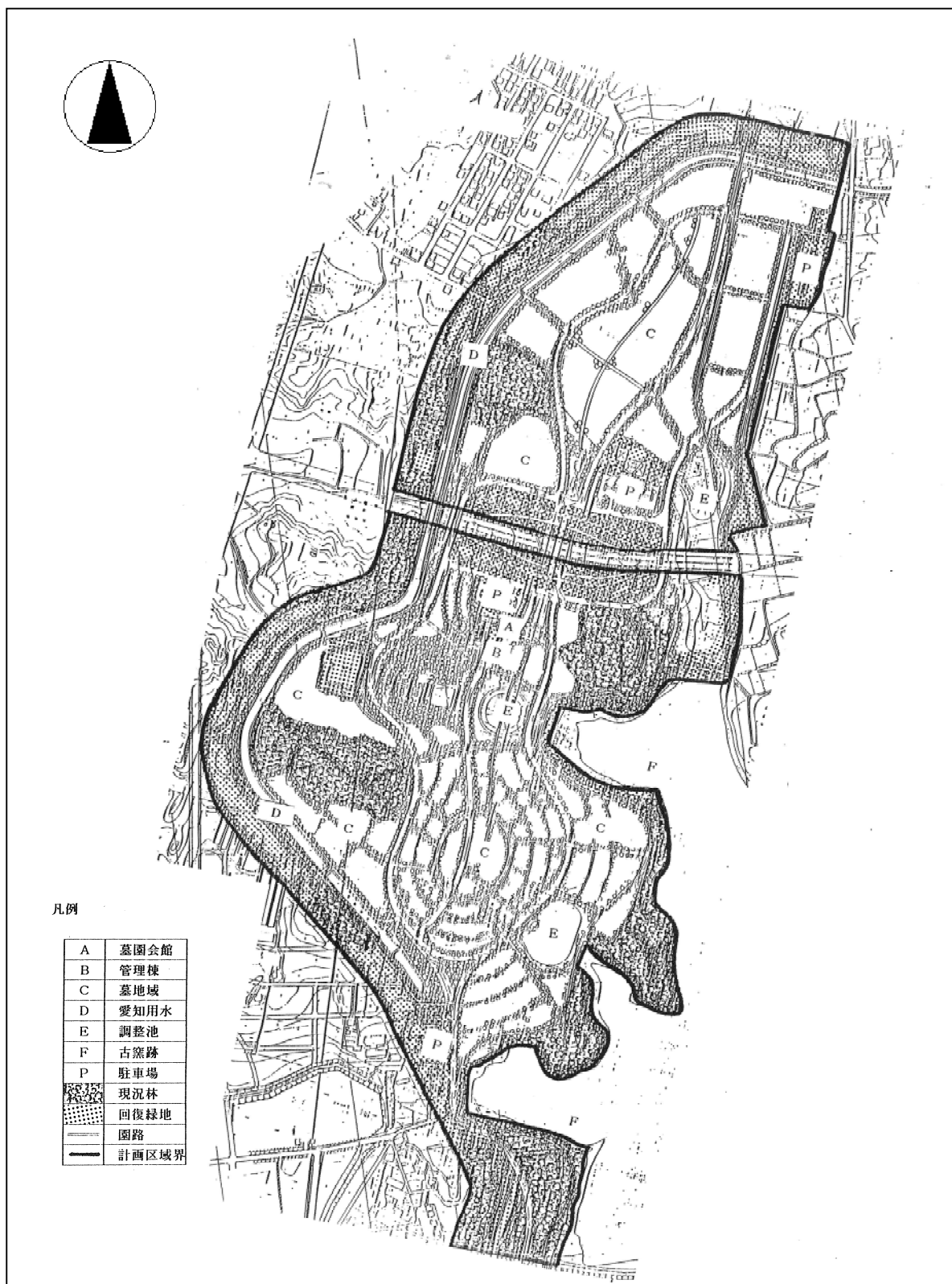


图 3 - 4 - 1 土地利用平面图

第4章 環境影響評価の概要

4-1 手続きの経緯

環境影響評価手続きの経緯は、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 (1) 環境影響評価手続きの経緯

事項			日程等
現況調査計画書	届出年月日		昭和57年7月16日
	縦覧	期間	昭和57年7月26日～8月10日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	73人
環境影響評価準備書	届出年月日		昭和58年2月3日
	縦覧	期間	昭和58年2月12日～3月14日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	50人
	説明会	開催日	昭和58年2月13日
		場所	扇台中学校
		参加者数	50人
意見書	提出期間		昭和58年2月12日～3月29日
	提出件数		73件
見解書	提出年月日		昭和58年10月3日
	縦覧	期間	昭和58年10月15日～10月31日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	37人
公聴会	開催年月日		昭和59年1月21日
	開催場所		緑区役所
	陳述人数		10人
	傍聴人数		173人
環境影響評価審査書	作成年月日		昭和59年3月1日
	縦覧	期間	昭和59年3月7日～3月22日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	26人
環境影響評価書	届出年月日		昭和59年6月11日
	縦覧	期間	昭和59年6月18日～6月25日
		場所	市役所
		縦覧者数	37人

表 4-1-1 (2) 環境影響評価手続きの経緯

事項			日程等
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日		昭和 61 年 1 月 8 日
再手続等免除申請	申請年月日		昭和 63 年 3 月 19 日
	承認年月日		昭和 63 年 3 月 28 日
	内容		植栽計画等の変更
事後調査計画書 (供用開始後)	提出年月日		平成 25 年 5 月 30 日
	縦覧	期間	平成 25 年 6 月 7 日～6 月 21 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、 環境学習センター
		縦覧者数	1 人
事後調査結果中間報 告書 (工事中)	提出年月日		平成 25 年 9 月 26 日
	縦覧	期間	平成 25 年 10 月 7 日～10 月 21 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、 環境学習センター
		縦覧者数	7 人
事後調査結果中間報 告書 (工事中) (その 2)	提出年月日		平成 28 年 9 月 21 日
	縦覧	期間	平成 28 年 10 月 5 日～10 月 19 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、 環境学習センター
		縦覧者数	3 人
事後調査結果中間報 告書 (工事中) (その 3)	提出年月日		令和元年 9 月 20 日
	縦覧	期間	令和元年 10 月 4 日～10 月 18 日
		場所	市役所、緑区役所、緑区役所徳重支所、 環境学習センター
		縦覧者数	2 人

4-2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要

工事中において、本事業の実施により影響を受けると想定された各環境項目についての現況（昭和57年）、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要は、表4-2-1に示すとおりである。

表4-2-1 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要

環境項目	現況（昭和57年）	環境保全目標
1. 大気	計画区域の周辺で年間を通じて最も出現頻度の高い風向・風速は、北西風 2m/sec である。 北西風 2m/sec の晴天の日と雨上りの日に浮遊粉じん量の測定をした結果、雨上がりの日には浮遊粉じん量が、前者に比べ少ない。	造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする。
2. 水質	勅使池水質の浮遊物質（SS）は、 S57.8.26（表層水） 52～120ppm S57.10.4（表層水） 58～130ppm である。	工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない。
3. 騒音	計画区域及びその周辺の5地点において騒音レベルを測定した結果は 42～53 ホン（A）である。 既存資料によれば笹塚地内の環境騒音は 40 ホン（A）である。	工事区域の敷地境界から 30m の位置において、騒音レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。 特定された以外の作業についても、これに準ずる。

予 測	評 価	環境保全対策
造成工事に伴い土粒子（粉じん）の飛散する恐れがある。粒子の飛散性は、粒子径小、風速大、乾燥時、の際に大となる。	計画区域の地質及び気象状況から造成工事に伴う粉じんによる影響が出る可能性がある。しかし、飛散防止の保全対策により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を与えることはない。	土ぼこりの飛散防止として造成地には散水・転圧・播種などを施すとともに、裸地面積を必要最小限にとどめ、計画との整合を図りながら芝張り、植栽など裸地表面の早期回復を図る。 また道路の防塵舗装、散水、低速走行等の工事車両対策を行う。
造成工事に伴い降雨時に土粒子を含む汚濁水の発生の恐れがあるが、処理により低濃度化が可能である。	工事汚濁水は高濃度であるが、直接流入を防ぐ保全対策により、勅使池の水質を現況より悪化させない。	排水路・調整池・沈砂池等を設置し、その日常維持管理に努める。 放流個所での定期的水質検査の実施、適宜、凝集剤による水質保全の管理を行う。 造成工事により地下水が一時的に濁り、支障が生じた場合、適正な対策を講じる。
工事中に使用される建設機械について、点音源距離減衰式により、予測すると、敷地境界から 30m 離れた地点における騒音レベルは、ディーゼルハンマでは 96 ホン（A）、ブルドーザでは 77 ホン（A）、バックホウでは 76 ホン（A）である。また、複数の機種が同時稼働するときは、整地作業では 81 ホン（A）、杭打作業では 96 ホン（A）である。	杭打機等、発生源の騒音レベルの大きな機種が稼働する場合と複数の機種が同時に稼働する場合は、保全目標を越えることもある。 保全対策を実施することにより、環境保全目標は達成される。	住居の近くでの作業を極力避けるほか、低騒音工法・低騒音機械の採用・防音カバー・遮音植栽・機械の同時稼働の回避等により極力騒音レベルの低減をはかる。 休日などの作業制限の徹底化を図る。 畜舎には、臨時の防護シートなどの措置を行う。

環境項目	現 況（昭和 57 年）	環境保全目標
4. 振動	計画区域及びその周辺の 3 地点において振動レベルを測定した結果は、40dB 以下である。	工事区域の敷地境界で振動レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。 特定された以外の作業についてもこれに準ずる。
5. 文化財	計画区域の周辺には、比較的多くの埋蔵文化財（古窯）が点在している。 計画区域内の勅使池水際付近には、古窯が 1 箇所、石鑛の散布地が 1 箇所確認されている。	埋蔵文化財の保全に支障のないようにする。
6. 廃棄物	一般家庭系ごみは、計画区域内の一部地域において、定期的に収集・処理されているが、大部分の地域では自家処理されており、粗大ごみも通常自家処理されている。	工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする。

予 測	評 価	環境保全対策
工事中に使用される建設機械のうち大きな振動を発生する機械について、類似事例に基づき予測すると、杭打機では機械から5mの地点で80～85dB程度、20mの地点では65～72dB程度となり、ブルドーザでは最高速走行時において、20mの地点で75～80dB程度、通常作業時には70dB程度であり、走行速度が大きければ振動レベルは大きくなる。	杭打機、ブルドーザ等、大きな振動を発生する機種を使用するときは、敷地境界において保全目標をこえることもある。 保全対策を実施することにより、環境保全目標は達成できる。	住居の近くでの作業を極力避けるほか、低振動工法の採用、軽量機械の使用等を検討し極力振動レベルの軽減をはかる。 休日などの作業制限の徹底化を図る。 畜舎には、臨時の防護シートなどの措置を行う。
計画区域内の14-39（古窯）及び14-41（散布地）は、本事業において現状保存される。 14-28（笹塚古窯）は、計画区域外と考えられるが、工事の影響をうける恐れがある。	14-39（古窯）及び14-41（散布地）は、現状保存するので埋蔵文化財への影響はない。 現存する埋蔵文化財及び未確認の埋蔵文化財は、保全対策を行うことにより良好に保全される。	計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全する。 また、未確認の埋蔵文化財の扱いについては、工事を進める上で細心の注意を払い、文化財保護法等の所定の手続きを経て、その保全に努める。
工事に伴い生ずる廃棄物は、若干の伐採木、建築物等から生ずる廃材がある。また、土砂の切土量は、約44万立方メートルであるが、土砂の計画区域外への排出は原則としていない。 廃棄物は可能な限り再利用され、利用しきれないものは区域外の処理場にて処分されたり、区域内にて焼却される。	造成時において、区域外への土砂の搬出がないため問題はない。 保全対策を講じ、工区外へ搬出される廃棄物を適正に処理することにより周辺地域に著しい支障は生じない。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理する。 廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理体制を強化する。 伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮する。 集じん装置を取付た焼却炉（焼却能力100kg/時程度）を適正な位置に仮設置し、気象状況を考慮して焼却にあたる。

環境項目	現 況（昭和 57 年）	環境保全目標
7. 安全性 （交 通）	計画区域周辺の交通手段は、自動車交通に依存しており、計画区域を囲むように、諸輪名古屋線（8,823 台／12 時間）、阿野名古屋線（8,911 台／12 時間）、春木沓掛線（2,783 台／12 時間）が位置し、これらに生活道路が接続している。また、上記 3 県道の一部が主要通学路として利用されている。 計画区域周辺での交通事故は、昭和 54 年から昭和 56 年の 3 年間に 53 件発生している。	計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する。
8. 安全性 （治 水）	計画区域下流で、ここ数年浸水被害の発生はない。 計画区域の流域は、勅使池をへて井堰川へ流出する流域と水広下川へ流出する流域の 2 つからなっている。	工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする。

予 測	評 価	環境保全対策
本事業の造成計画は、原則として土の搬出・搬入をしないため、区域外への運搬車両は生じない。 工事に伴い発生する資材の搬入車、重機運搬車等は、工期、工事の内容、種別等に応じて相当の差異があり、特定の工事については、一時的に集中する場合もある。	土砂運搬車両等による区域外への影響はきわめて少ない。 工事用車両の主要搬入路は、主に都市計画道路名古屋岡崎線を利用するため周辺に与える影響を軽減できる。 保全対策を講ずることにより安全は確保できる。	工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなど交通の安全確保に努める。 彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事をさける等の配慮をおこない交通安全に努める。
工事中も基本的に勅使池および水広下川の流域・流末は変わらないが、裸地においては保水能力が低下するとともに土砂が流出しやすい。	保全対策を講ずることにより安全は確保できる。	必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設を設け、良好に維持管理する。

第5章 事後調査

5-1 目的

事後調査は、工事中において、本事業の実施により、環境影響評価を行った環境項目に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全対策の妥当性を検証することを目的とする。

5-2 事後調査計画（工事中）

対象事業に係る事後調査の事項及び方法並びに事後調査を行う時期は、表5-2-1に示すとおりである。事後調査から除外した環境項目については、表5-2-2に示すとおり、工事中の調査は行わないが、環境保全のために講じた措置を記述することとした。なお、全ての項目について、周辺住民からの苦情があった場合は、その内容と対処方法を報告する。また、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに適切な措置を講じ、必要に応じて追加調査を行う。

表5-2-1 事後調査計画（工事中）

環境に影響を及ぼす行為	調査する環境項目	調査事項	調査場所	調査時期	調査方法	その他
造成工事中の土砂の流出	水質	浮遊物質（SS）	代表的な暫定調整池・沈砂池の放流口	水質に最も影響を与える日	環境庁告示第59号附表第9に該当するろ過法に基づく	
建設機械の稼働	騒音	工事騒音	工事敷地境界から30mの地点で、周辺を代表する地点1箇所	工種区分ごとに最も影響を与える日 (工種区分) 1. 整地作業 2. 杭打作業	JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に基づく	建設機械の配置及び稼働状況も合わせて調査する。
	振動	工事振動	工事敷地境界で、周辺を代表する地点1箇所	同上	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく	同上

表 5-2-2 事後調査から除外した環境項目の取扱い

調査しない環境項目	報告のみにとどめた理由	報告する内容
大気	造成工事に伴う浮遊粉じん濃度を定量的に把握することは困難であり、土ぼこり対策については、散水、転圧並びに裸地の早期回復を図る播種、芝張、植栽など事業計画どおりの遂行と工事施行管理を徹底することにより環境保全目標の達成に努め、工事日誌により管理状況を確認するため。 伐採木の焼却には、焼却炉を適切な位置に設置し、かつ、その燃焼管理を十分行うため、周辺への影響は軽微と認められるため。 ※	周辺住民からの苦情等があった場合は、その内容と対処方法
廃棄物	建設廃材の処分については、工事施行管理の中で処理する計画としており、事業計画どおり遂行すれば環境保全目標は達成されると認められ、工事日誌により管理状況を確認するため。	同上
文化財	周知の包蔵地は現況のまま保全緑地としている。包蔵地周辺での工事では、周知の埋蔵文化財に影響を与えないよう注意をはらい、工事施行管理を徹底することにより環境保全目標は達成されると認められ、かつ、工事日誌により管理状況を確認するため。	新たに埋蔵文化財が発見された場合には、その内容及び措置方法
安全性 (交通)	工事車両の運行に伴う交通安全については、工事施行管理の中で処理する計画であり、事業計画どおり遂行すれば、環境保全目標を達成されると認められ、かつ、工事日誌により管理状況を確認するため。	周辺住民からの苦情等があった場合は、その内容と対処方法
安全性 (治水)	工事中の治水については、工事施行管理の中で処理する計画であり、防災調整池、仮排水路の設置など事業計画どおり遂行すれば環境保全目標は達成されると認められ、かつ、工事日誌、工事写真により管理状況を確認するため。	同上

※ 伐採木の焼却について、事後調査計画の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成11年に使用をやめ、外部委託に変えている。

5－3 事後調査を行った時期

工事中の事後調査を行った時期は、表5－3－1のとおりである。

なお、本報告書の調査時期に造成工事、整地作業及び杭打作業を行わなかったことから、水質、騒音及び振動の調査は行わなかった。

表5－3－1 事後調査時期

環 境 項 目		調 査 時 期	備 考
水質	浮遊物質 (SS)	前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	造成工事を前回中間報告時から令和4年8月までにおいて行っていないため調査を実施しなかったが、同期間において報告すべき事の内容を整理した。
騒音	工事騒音	前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	整地作業及び杭打作業を前回中間報告時から令和4年8月までにおいて行っていないため調査を実施しなかったが、同期間において報告すべき事の内容を整理した。
振動	工事振動	前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	整地作業及び杭打作業を前回中間報告時から令和4年8月までにおいて行っていないため調査を実施しなかったが、同期間において報告すべき事の内容を整理した。
大気		前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	前回中間報告時から令和4年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
廃棄物		前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	前回中間報告時から令和4年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
文化財		前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	前回中間報告時から令和4年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
安全性 (交通)		前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	前回中間報告時から令和4年8月までの報告すべき事の内容を整理した。
安全性 (治水)		前回中間報告時（令和元年） ～令和4年8月	前回中間報告時から令和4年8月までの報告すべき事の内容を整理した。

第6章 事後調査の結果及び環境保全のための措置

6-1 水質

(1) 報告の内容

水質に関する苦情の報告はなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

- ① 泥水の発生抑制対策として、アスファルト舗装されている園路において、掘削・埋戻しを行ったその日に仮舗装まで行った。
- ② 排水路・調整池、沈砂池等を設置し、その日常維持管理に努めた。

(3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない。」ことである。保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。

6-2 騒音

(1) 報告の内容

騒音に関する苦情の報告はなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低騒音型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

(3) 環境保全目標の適合状況

環境保全目標は、「工事区域の敷地境界から 30m の位置において、騒音レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。特定された以外の作業についても、これに準ずる。」ことである。騒音測定を行っていないため予測結果との比較はできないが、保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。

また、工事毎に、工事の着手前に特定建設作業の届出を適切に行った。

6－3 振動

(1) 報告の内容

振動に関する苦情の報告はなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低振動型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

(3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事区域の敷地境界で振動レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。特定された以外の作業についてもこれに準ずる。」ことである。振動測定を行っていないため予測結果との比較はできないが、保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。

また、工事毎に、工事の着手前に特定建設作業の届出を適切に行った。

6－4 大気

(1) 報告の内容

大気に関する苦情の報告はなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

工事中において、散水・低速走行等の工事車両対策を行った。

(3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

6－5 廃棄物

(1) 報告の内容

廃棄物に関する苦情の報告はなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理した。
- ② 廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理を行った。
- ③ 伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮した。
- ④ 環境影響評価書の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成 11 年に使用をやめ、外部委託に変えた。

(3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

6－6 文化財

(1) 報告の内容

新たな埋蔵文化財は発見されなかった。

(2) 環境保全のために講じた措置

計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全した。

(3) 環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「埋蔵文化財の保全に支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

6－7 安全性（交通）

（１）報告の内容

安全性（交通）に関する苦情の報告はなかった。

（２）環境保全のために講じた措置

- ① 工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなどの交通の安全確保に努めた。
- ② 彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事を控える等の配慮をおこない交通安全に努めた。

（３）環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

6－8 安全性（治水）

（１）報告の内容

安全性（治水）に関する苦情の報告はなかった。

（２）環境保全のために講じた措置

必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設について、良好に維持管理を行った。

（３）環境保全目標との適合状況

環境保全目標は、「工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

6-9 まとめ

事後調査の結果の概要は表6-9-1、表6-9-2に示すとおりである。

表6-9-1 事後調査の結果の概要（1）

調査項目	調査事項	調査 地点数	環境保全のために講じた措置
水質	浮遊物質 量 (SS)	—	泥水の発生抑制対策として、アスファルト舗装されている園路において、掘削・埋戻しを行ったその日に仮舗装まで行った。 排水路・調整池、沈砂池等を設置し、その維持管理に努めた。
騒音	工事騒音	—	住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低騒音型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。
振動	工事振動	—	住居近くでの作業は、作業を極力避けるほか、休日などの作業制限の徹底化を図り、低振動型機械の使用、建設機械の同時稼働の回避等の保全対策を実施した。

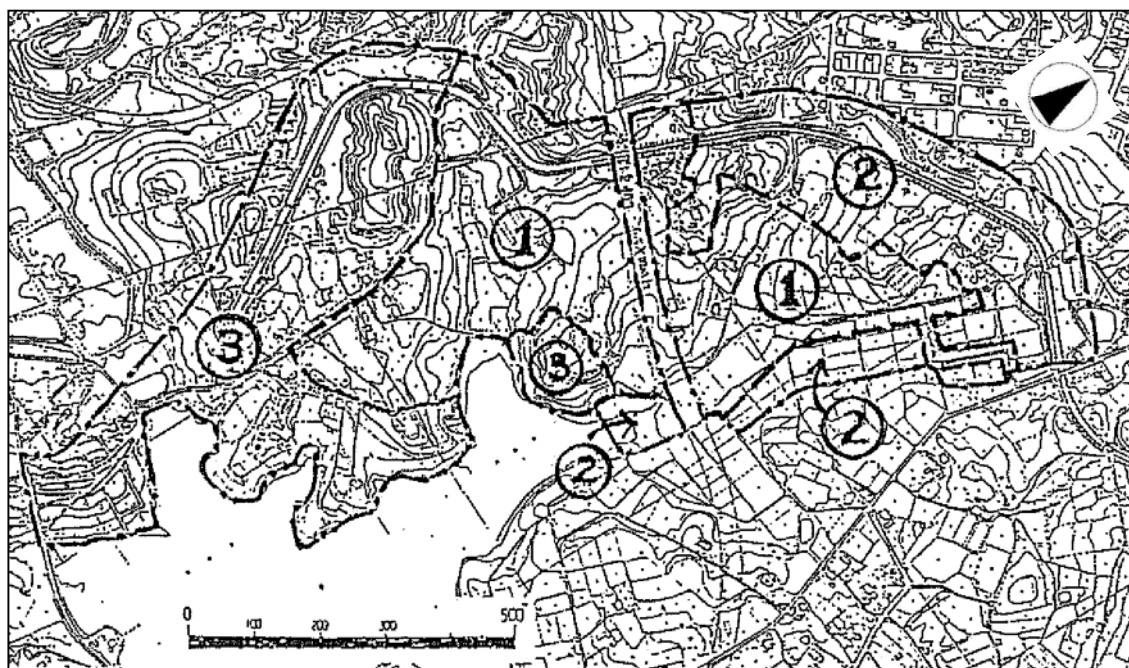
環境保全目標との適合状況	予測結果との比較
環境保全目標は、「工事中の汚濁水等により、勅使池等の水質を現況より悪化させない。」ことである。保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。	—
環境保全目標は、「工事区域の敷地境界から 30m の位置において、騒音レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。特定された以外の作業についても、これに準ずる。」ことである。騒音測定を行っていないため予測結果との比較はできないが、保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。 また、工事毎に、工事の着手前に特定建設作業の届出を適切に行った。	—
環境保全目標は、「工事区域の敷地境界で振動レベルが、「愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準」をこえないようにする。特定された以外の作業についてもこれに準ずる。」ことである。振動測定を行っていないため予測結果との比較はできないが、保全対策を行ったこともあって、保全目標は概ね達成されたものとする。 また、工事毎に、工事の着手前に特定建設作業の届出を適切に行った。	—

表 6－9－2 事後調査の結果の概要（2）

調査項目	調査 地点数	環境保全のために講じた措置
大気	－	工事中において、散水・低速走行等の工事車両対策を行った。
廃棄物	－	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、所定の手続きを経て適正に処理した。 廃棄物が計画区域内に不法に投棄されることのないように管理を行った。 伐採木等の搬出にあたっては、積荷が落下、散乱しないよう十分配慮した。 環境影響評価書の中では焼却炉を使用する方針であったが、平成 11 年に使用をやめ、外部委託に変えた。
文化財	－	計画区域内に現存する埋蔵文化財は、現状のまま保全した。
安全性 （交通）	－	工事用車両の通行に際しては、関係法令に定める所定の手続きをとり、関係住民に周知するなどの交通の安全確保に努めた。 彼岸時などの利用者が集中する時期は、工事をさける等の配慮をおこない交通安全に努めた。
安全性 （治水）	－	必要十分なる機能を有する仮排水路、沈砂池、調整池等の施設を設け、良好に維持管理を行った。

環境保全目標との適合状況
環境保全目標は、「造成工事に伴う粉じんにより、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。
環境保全目標は、「工事に伴い生ずる廃棄物により、計画区域及び周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。
環境保全目標は、「埋蔵文化財の保全に支障のないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。
環境保全目標は、「計画区域及び周辺地域の住民の日常交通の安全性を確保する」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。
環境保全目標は、「工事に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする」ことである。保全対策を行ったこともあって保全目標は達成された。

資 料 編



①：1工区 ②：2工区 ③：3工区

图1 工区区分图